

各 位

会 社 名 ポラリス・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 辻川 高寛
(コード番号：3010 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 兼 最高財務責任者 細野 敏
(TEL:03-5822-3010)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2025年6月26日開催予定の第151回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する目的

本制度は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第145回定時株主総会において、金銭報酬として年額140百万円以内、非金銭報酬として年額50百万円以内（いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権を支給すること並びに本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額を上記の金銭報酬額（年額140百万円以内）とは別枠で、上記の非金銭報酬に代えて、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を年額50百万円以内として支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

なお、本制度について本株主総会にてご承認を得られることを条件として、上記の非金銭報酬制度の定めは廃止いたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

(2) 対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される株式の種類は、当社の普通株式とし、その総数は

年60万株以内といたします。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ①一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分を禁止する。
- ②一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得する。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を新たな報酬制度の導入として本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以 上